

開発行為等に伴う配水施設及び給水施設布設に関する要綱

令和6年（2024年）7月1日

（目的）

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市上水道事業給水条例（昭和33年条例第26号）（以下「条例」という。）第2章及び第32条の3の規定の施行に関し、柏崎市水道事業の給水区域内で開発行為等を行う者又は委任を受けた代理人（以下「工事申込者」という。）が、当該開発行為等に伴い自ら柏崎市上下水道局の配水施設と接続する場合の配水施設及び給水施設布設について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けた開発行為、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第1項、第2項又は第3項に規定する土地区画整理事業その他の水道を必要とする事業において、配水施設及び給水施設の布設を要する事業をいう。
- (2) 配水施設 水道法（昭和32年法律第177号）（以下「法」という。）第5条第1項に規定する「配水施設」をいう。
- (3) 給水施設 この要綱では、法第3条第9項に規定する「給水装置」のうち、配水管から分岐して設けられた給水管及び第一止水栓までの施設をいう。
- (4) 私道 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項に規定する道路で、国・地方公共団体以外の私人が所有権を有している道路をいう。

（適用の範囲）

第3条 この要綱は、条例第2条に規定する水道事業の給水区域内で実施される開発行為等に伴う配水施設及び給水施設布設について適用する。

（費用負担）

第4条 配水施設及び給水施設布設に要する費用は、条例第32条の3の規定のとおり工事申込者の負担とする。

（工事申込者の責務）

第5条 工事申込者は、配水施設及び給水施設の布設を行う場合は、管理者の指示に従わなければならない。

2 工事申込者は、配水施設及び給水施設の布設を行う者を新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規定（平成19年3月公営企業管理規程第25号）及び

柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査要領に従い、建設工事入札参加資格者名簿に水道本支管布設の資格者として登載されている者（以下「水道業者」という。）から選定しなければならない。

（事前協議）

第6条 工事申込者は、配水施設及び給水施設布設の可否、設計条件及びその他必要な事項について、管理者と協議しなければならない。

- 2 配水施設のうち配水管は、幅員2m以上の道路として使用される土地に布設しなければならない。その他の配水施設は、工事完了後に上下水道局に無償で供与できる土地に布設しなければならない。ただし、道路以外に布設されている既設配水管の入替工事であって、ほかに布設できる道路がない場合は管理者と協議しなければならない。
- 3 工事申込者は、配水施設及び給水施設を私道内に布設しようとする場合、無償での土地使用について、私道の所有者その他の利害関係人と事前に協議し、了承を得なければならない。
- 4 工事申込者は、開発行為等の規模に応じ、消火栓設置の有無、設置する場合の位置等について、消防関係部署と事前に協議しなければならない。
- 5 工事申込者は、配水施設及び給水施設を布設し、占用しようとする施設を所管する者（以下「占用施設管理者」という。）と事前に協議しなければならない。

（使用材料）

第7条 配水施設及び給水施設に使用する材料は、あらかじめ管理者が承認しているものでなければならない。ただし、管理者が承認していない特別な材料を使用する場合は、あらかじめ管理者と協議しなければならない。

（実施設計）

第8条 実施設計は、法令、水道施設設計指針（社団法人日本水道協会）及び管理者が別に定めた要領等に基づくものとする。

- 2 工事申込者は、事前協議事項に基づいた実施設計を行うものとし、配水施設及び給水施設の管種、口径、布設位置等の設計条件及びその他の実施設計内容について、配水施設及び給水施設実施設計審査（変更）申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 3 管理者は、前項の申請を速やかに審査し、適当と認めたときは、工事申込者に配水施設及び給水施設実施設計（変更）承認書（第2号様式）を交付するとともに、柏崎市上下水道局職員の中から監督員を指名し、工事監督員指定通知書（第3号様式）を工事申込者に交付するものとする。

（私道内の布設）

第9条 工事申込者は、私道内に配水施設及び給水施設を布設しようとする場合、私道配水施設等布設申請書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を承認したときは、工事申込者に私道配水施設等布設承認書（第5号様式）を交付するものとする。

（工事の施行）

第10条 工事申込者は、第8条第3項の規定による承認を受けた後に配水施設等工事着手届（第6号様式）を管理者に提出し、配水施設及び給水施設布設に着手しなければならない。

- 2 水道業者は、工事の施行について、法令及び水道工事施工管理要領を遵守するものとし、疑義が生じた場合は管理者と協議し、合意の上で行うものとする。

（工事の立会い等）

第11条 水道業者は、配水施設及び給水施設の安全性を確保するため、使用材料、水道の布設及び埋設状況、水圧試験その他必要な事項について、適正な時期に監督員の確認を受けなければならない。

- 2 連絡工事は、監督員の指導及び立会いの下で実施するものとする。
- 3 配水施設及び給水施設布設に伴う苦情及び二次災害の補償等は、工事申込者にて対応するものとする。

（工事の完了及び検査）

第12条 工事申込者は、配水施設及び給水施設布設が完了したときは、速やかに配水施設等完了検査申請書（第7号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、法第19条に定める水道技術管理者に完了検査を実施させるものとする。
- 3 管理者は、前項の完了検査により合格したと認めたときは、配水施設等完了検査結果通知書（第8号様式）を工事申込者に交付するものとする。

（寄附採納）

第13条 工事申込者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに配水施設等寄附採納届出書（第9号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の届出を適当と認めたときは、工事申込者に配水施設等寄附採納承認書（第10号様式）を交付し、配水施設及び給水施設は、当該承認書をもって柏崎市上下水道局に属する。
- 3 寄附採納の対象施設は、配水施設及び道路に布設された給水施設とする。

（占用権の譲渡）

第14条 工事申込者は、第12条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに配水施設及び給水施設の占用権を管理者に譲渡しなければならない。

- 2 占用権の譲渡は、占用施設管理者の求める方法に従って実施する。

(瑕疵)

第 15 条 工事申込者は、第 13 条第 2 項に規定する寄附採納承認書の交付後に、工事申込者又は水道業者の責めに帰すべき事由による瑕疵が明らかになったときは、当該瑕疵に係る補修を行う責務を有する。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）7 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

配水施設及び給水施設実施設計審査（変更）申請書

年 月 日

柏崎市長 様

工事申込者 住所
氏名

電話

開発行為等に伴い配水施設及び給水施設を布設し給水を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、本申請による配水施設及び道路に布設した給水施設は、柏崎市上下水道局に寄附いたします。

記

施 行 場 所	地内
需 要 家 数	一般住宅 戸 集合住宅 部屋 その他（ ）
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
水 道 業 者 （ 施 工 者 ） （柏崎市水道本支 管布設の資格者）	住所： 氏名： 電話：
占 用 種 別 （該当項目に○）	(1) 市道 (2) 県道 (3) 国道 (4) 農道 (5) 私道（市道認定予定：有 無） (6) その他（ ） 協議先：
消 火 栓 設 置	設置：不要 ☐ 要 ☐ （口径 mm 基）
添 付 書 類 （該当項目に○）	(1) 位置図 (2) 計画図 (3) 設計書（管種、口径別金額明記） (4) 公図、地積測量図等の写し (5) 利害関係者の承諾書 (6) 水圧等計算書 (7) その他（ ）
そ の 他	

※ 複数人で申請する場合は、代表者名を本様式に記入し、その他の申込者は『第1号様式の2』に記すこと。

※ 『第1号様式の3』に使用材料を記入し、提出すること。

※ 必要に応じ、項目の加除修正を行うこと。

※ 上記に変更があれば、別途実施設計審査（変更）申請を提出すること。

※ 私道内に布設する場合は、『第4号様式』を提出すること。

第1号様式の2（第8条関係）

工事申込者名簿

年 月 日

代表工事申込者

住所：

氏名：

電話：

工事申込者

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

住所：

氏名：

電話：

※ 複数人で申請する場合は、全員分を記入のこと。

※ 柏崎市上下水道局は、代表工事申込者と協議を行う。

※ 記入欄不足の場合は、用紙を追加すること。

使用材料一覽表

[illegible]

第2号様式（第8条関係）

配水施設及び給水施設実施設計（変更）承認書

水 建 第 号
() 年 月 日

住所
氏名

柏崎市長

() 年 月 日付けで申請のありました、配水施設及び給水施設の布設については、下記の条件を付して承認します。

記

施行場所	
需要家数	
物件概要	
占用協議	
工事の 予定期間	() 年 月 日から () 年 月 日まで
水道業者 (施工者)	
条件	(1) 工事施行は、関係法令等を遵守し、水道工事要領等、管理者が定めた各種要領に従うこと。 (2) 工事着手前に着手届、工事完了後に完了届を提出し、水道技術管理者の検査を受けること。 (3) 工事に変更が生じた場合は、監督員と再協議を行い、必要に応じ変更申請を行うこと。 (4) 使用材料は、管理者が承認しているものでなければならない。承認されていない特別な材料を使用する場合は、協議し承認を受けること。 (5) 埋戻しにはセメント改良土（30kg/m³）を使用し、路盤と路床の間に埋設標識シートを布設すること。 (6) 工事の施行時は、監督員による必要な検査、連絡工事を含む立会いを受けること。 (7) 水道業者の責による、工事に伴う苦情及び二次災害の補償等は、申請者又は水道業者にて対応すること。 (8) 工事完了後は、水道需要者敷地外の配水施設及び給水装置の寄附採納を速やかに届け出ること。 (9) 上下水道局への寄附後、配水管は局に帰属されるため、当該管からの分岐給水、延長について一切異議申立てをしないこと。 (10) 占用権譲渡申請がある場合には、申請者において事前に調査し、適切に対処すること。

工事監督員指定通知書

（ 水 建 第 号
 ） 年 月 日

住所
氏名

柏崎市長

（ ） 年 月 日付けで申請のありました、開発行為等に伴う配水施設及び給水施設の布設について、監督員を指定したので通知します。

施行場所	
監督員	主担当 所属 職・氏名
	副担当 所属 職・氏名
権限の 委任 又は 分担	(1) 実施設計審査に基づく工事の施行のために申請者又は水道業者が作成した詳細図等を承諾をすること。 (2) 施工状況の検査、立会い若しくは工事材料の試験又は検査をすること。 (3) 工事の施行についての申請者又は水道業者の現場責任者に対する指示若しくは承諾又は協議をすること。

私道配水施設等布設申請書

柏崎市長 様

電話

記

※ 複数人で申請する場合は、代表者名を本様式に記入し、申込者又は土地所有者が複数人いる場合は、『第４号様式の２』に申込者・土地所有者を記入すること。

※ 土地所有者の居所が不明な場合は、別途協議とする。

※ 私道内の既設配水施設に対する、新たな配水施設等布設の申請については、当事者間の納得をもって進めること。

※ 柏崎市上下水道局に寄附された私道内の配水施設等に対する、柏崎市上下水道局が行う以下の行為について、異議申立てを行わないこと。

- ・ 新たな配水管の延長、分岐給水を行うこと。
- ・ 配水施設等の老朽化による更新、維持管理等の工事に際し、私道を使用すること。
- ・ 配水施設等に対して、その他の必要な措置を行うこと。

第4号様式の2（第9条関係）

承諾書兼申込者・土地所有者名簿

私たちは、私道内への配水施設及び給水施設の布設を承諾します。

また、今回布設する配水施設等に対する、柏崎市上下水道局が行う以下の行為について、異議申立てを行いません。

- ・新たな配水管の延長、分岐給水を行うこと。
- ・配水施設等の老朽化による更新、維持管理等の工事に際し、私道を使用すること。
- ・配水施設等に対して、その他の必要な措置を行うこと。

年 月 日

申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：	申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：
申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：	申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：
申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：	申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：
申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：	申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：
申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：	申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：
申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：	申込者・土地所有者・その他（ 住所： 氏名：

- ※ 関係者全員分を記入のこと。記入欄不足の場合は、用紙を追加すること。
- ※ 申込者、土地所有者の該当する箇所（両方該当の場合は両方）を○で囲む。
- ※ 土地所有者の居所が不明な場合は、別途協議とする。

第 5 号様式（第 9 条関係）

私道配水施設等布設承認書

（ 水 建 第 号
（ ） 年 月 日

住所
氏名

柏崎市長

（ ） 年 月 日付けで申請のありました、私道内への配水施設及び給水施設の布設については、下記の条件を付して承認します。

記

施行場所	
私道内 物件概要	
条件	(1) 必要な用地の使用は、無償とすること。 (2) 私道及び関係する土地を譲渡又は地上権を設定するなどの行為を行う場合、関係相手方に本承認条件を引継ぎぐこと。 (3) 私道に布設された配水管の延長又は新たな分岐給水について異議申立てを行わないこと。 (4) 老朽化、維持管理等の理由により、新たに配水管の布設を行う場合に、管理者が土地を使用し、又は工事を行うことについて異議申立てを行わないこと。

第6号様式（第10条関係）

配水施設等工事着手届

年 月 日

柏崎市長 様

工事申込者 住所
氏名

電話

開発行為等に伴い、配水施設及び給水施設の工事に着手するので、次のとおり届け
出ます。

承認番号及び 承認年月日	水 建 第 号 年 月 日
施 行 場 所	地内
工 事 期 間	着 手 日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
水 道 業 者 (施 工 者)	住所 : 氏名 : 電話 :
現 場 責 任 者	氏名 : 電話 :
備 考	

第7号様式（第12条関係）

配水施設等完了検査申請書

年 月 日

柏崎市長 様

工事申込者 住所
氏名

電話

開発行為等に伴う配水施設及び給水施設の工事が完了しましたので、次のとおり完了検査を申請します。

承認番号及び 承認年月日	水 建 第 号 年 月 日
施 行 場 所	地内
工事完了年月日	年 月 日
水 道 業 者 (施 工 者)	住所： 氏名： 電話：
添 付 図 書	(1) 工事関係写真（竣工及び工事中（管路工事、土木工事、材料）） (2) 竣工図面類（竣工図、需要家工事台帳、オフセット図） (3) 上記(1)、(2)の電子データ
備 考	

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

配水施設等完了検査結果通知書

水 建 第 号
() 年 月 日

住所
氏名

柏崎市長

() 年 月 日付けで申請のありました、開発行為等に伴う配水施設及び給水施設の布設について、下記のとおり検査に合格したので通知します。

記

工事申込者 住所・氏名	
水道業者 (施工者)	柏崎市鏡町 1 番 1 1 号 柏崎上水道工事 株式会社 代表取締役 上水 工事
施行場所	
完了 年月日	() 年 月 日
検査 年月日	() 年 月 日
検査員 職氏名	
監督員 職氏名	
設計審査 承認番号・ 年月日	水 建 第 号 () 年 月 日

第9号様式（第13条関係）

配水施設等寄附採納申請書

年 月 日

柏崎市長 様

工事申込者 住所
氏名

電話

配水施設等完了検査において、合格通知を受けた次の配水施設及び給水施設について、柏崎市上下水道局に無償で寄附したいので、関係書類を添えて申請します。

施 行 場 所	地内
完了検査年月日	年 月 日
寄 附 する 施 設 (各項目の管種 口径延長等入力)	配 水 管 : L= m 給水装置 : L= m 弁 栓 類 : N= 基 消 火 栓 : φ N= 基
工 事 価 格	金 円 (消費税抜き)
寄 附 理 由	維持管理困難なため
水 道 業 者 (施 工 者)	氏名 :
添 付 書 類	(1) 位置図 (1/10,000~1/5,000) (2) 平面図 (1/500) (3) 竣工図 (4) 更生図写 (分筆、道路位置指定等の状況を明記) (5) 設計書 (管種、口径別金額明記) (6) その他 ()
備 考	

※ 添付書類のうち『設計書』については、当初から変更があった場合に添付する。

※ 寄附する施設のうち給水装置については、道路上の施設を計上する。

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）
配水施設等寄附採納承認書

（ 水 建 第 号
） 年 月 日

住所
氏名

柏崎市長

（ ） 年 月 日付けで申請のありました、開発行為等に伴い
布設した下記の配水施設及び給水施設を寄附されることについて、承認します。

記

1 寄附採納施設の表示

施行場所	
寄附施設	

2 寄附採納の条件

- (1) 工事を原因とする路面復旧の必要が生じた場合、復旧は原因者負担とする。
- (2) 布設された配水施設の延長、新たな分岐給水等について異議申立てを行わないこと。